

第11回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成22年 1 月28日（木） 10:00～11:50

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

ただ今から、第11回地域協議会を開会します。

本日の会議に、荒木委員、斉藤博委員、筒渕委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、協議事項（１）の「子どもの権利条例素案」について審議したいと思います。はじめに前回の会議で皆さんからご意見をいただき、事務局で検討するとした事項と修正内容について事務局から報告します。

事 務 局

【幕別町子どもの権利条例（仮称）前文の修正説明】

前回の会議におきまして、条例前文の第 7 段落の「未来の幕別町」及び第 9 段落の「社会全体」という表現につきまして、ご意見をいただきました。「未来の幕別町」につきましては、前回の会議でご説明したとおりであり、「社会全体」につきましては、条例は町の決まりごとですので、これは幕別町の社会全体を指すものがあります。しかし、いずれも解釈の違いを生じるところでもありますので、次第にありますとおり、第 7 段落は「未来の幕別町」を「次代」と修正し、第 9 段落では、主語として「私たちは」とあり、「私たち」の意味するところは町民全体でありますことから、「社会全体で」を削除しています。

また、条例の規定ではなく、逐条解説の説明文についてご意見をいただいております。本日お示ししておりませんが、分かりやすい解説となるよう、随時、修正をしたいと思っております。

このほか、町の法制執務担当者との協議により各条文との整合性・例規で用いる表現・文言の整理などの修正を行っております。

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんよろしいですか。

委 員

「前文」の表記が文章の前から無くなりましたが、目次には「前文」との表記があります。前文の文章の前には「前文」と表記があった方が見やすいと思います。

事務局

「前文」をもうけることが例規ではあまり無いことですが、条例等作成時の決まりごとをまとめた冊子「法制執務詳解」では、目次には「前文」と表示しますが、文章には前文の文章自体を「前文」と捉えることになり、文章には「前文」と表示しないこととなるためこのようにしました。

委員

「前文」が長すぎるのは問題だと思いますが、「前文」で条例の理念と精神をきっちりと理解していただいてから読んでいただかないと、条例に誤解が生まれるおそれがあります。「前文」には「前文」と表記して、よく読んでいただいて内容を理解していただいた方が良いでしょう。

事務局

前文は条例の目的や理念を示すものであり、重要と考えておりますが、通常の法規のルールでは文章の前には「前文」と表記しませんので、議会に提出する条例案には「前文」の表記をせずに、住民向けのパンフレットや逐条解説には分かり易いように「前文」と分かる表記をしたいと思います。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、条例には「前文」と表記せず、パンフレットや逐条解説には「前文」と分かるように表記するという事でよろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

会長

それでは、次に第6回協議会の資料、別紙10「子どもの権利条例の先進地事例比較について」を参考に「子どもの権利の日」、「権利委員会」、「救済委員会」の規定の必要性について協議します。事務局からの説明をお願いします。

事務局

【子どもの権利の日等の説明】

「子どもの権利の日」については、設けている自治体の多くは政令市などの規模の大きな市であり、保護者や民間団体との連携により、子どもに関連する行事を集約して実施しております。「権利の日」の設定の趣旨は、行事が中心ではなく、住民組織や民間団体と連携した行事を行う中で、その地域全体が子どもの権利の保障について認識をより高めようとするものです。本町の条例の第18条（子どもの権利の普及）の解釈にもありますとおり、広報活動や子どもの権利に関する教育、学習が行われるよう支援に努めるとしており、家庭教育、学校教育、社会教育といった広い分野において必要な支援をすることを定めていることから、素案には、権利の

日として期日を定めた取組みは設けておりません。

次に「権利委員会」については、町の諮問に応じて、町の施策における子どもの権利の保障状況について調査審議する機関であります。本町の条例の第20条（調査研究）の解釈にもありますが、育ち・学ぶ施設や町民に対するアンケートを実施するなど子どもを取り巻く現状を把握し、社会全体で条例を実践できるよう調査研究を行うとしておりますことから、素案には、「権利委員会の設置」を規定しておりません。なお、この次世代育成支援対策地域協議会が、「行動計画の推進」と「子どもの権利に関すること」を審議する機関ですので、毎年開催する行動計画の推進の協議の際に、子どもの権利の保障についても必要に応じて協議させていただきたいと考えております。

最後に「救済委員会」については、前回の会議でご説明したとおり、第3者機関ではなく、町や関係機関が連携した、相談から救済までの新たな体制を構築するとしており、素案には、「救済委員会の設置」の規定を設けておりません。

事務局

委員の皆さんには3年間の任期で委嘱しています。条例が議会で可決され、施行されてからも意見をいただきたいと思います。「権利の日」についても特定の日を決めてイベントを集中させるのではなく、日常の動きの中で子どもの権利について子どもと大人に伝えていきたいと思っています。また、条例は一度作ると改正できないものではありません。3年か5年位の後には条例が理解されているかアンケート調査を実施したり、この地域協議会の中で意見をいただくなどして、必要があれば現在定めていない事項も含め条例の改正をしたいと思います。

会長

それでは、これら3つの項目について、発言をお願いします。

委員

せっかく条例を作るのですから、施行されたら来年度に1度くらいは何かした方がよいと思います。来年度は何か予定はありますか。

事務局

来年度の取組みの話しですので、条例の施行日の規定を含めまして、条例案が固まった場合の流れを説明した上で、町の取組みをお話しします。

この条例は、協議会における最終審議結果を案としまして、町の最終の法規審査を受けた後、理事者等と協議し、早ければ3月の町議会定例会において提案することとなります。議会では、民生常任委員会で審議される予定であり、早ければ3月の議会会期中に審議結果が報告されますが、場合によっては継続審議となり、6月

以降の議会で条例案の可否を決定することも考えられます。

条例は、議会で議決した後、町が20日以内に公布の手続きを行い、定められた日から施行する、いわゆる「条例の効力が生じる」という流れになります。

町内部の協議結果では、条例の施行日の規定を「この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。」としています。

この規定は、条例案が3月議会の会期中に決定となり、仮に4月1日に公布した場合は、施行日は7月1日。議会で継続審議となり6月議会の会期中に決定し、7月1日に公布した場合は、施行日は10月1日になるという、議会における決定の概ね3カ月後から施行するという規定です。

ここで3カ月の期間をおくこととしましたのは、この期間に条例の趣旨を住民の皆さんに広くお伝えし、子どもの権利に関する正しい知識の普及に努め、できるだけ誤解のない、共通認識に立った形でスタートしたいと考えたためです。

また、来年度の取組みとしては、この間に、広報紙での3カ月連載による周知や住民説明会の開催、このほか、日程が合うようであれば荒牧教授など子どもの権利に関して精通した専門家の講演会の開催などを計画しております。

委 員

わかりました。

会 長

「子どもの権利の日」、「権利委員会」、「救済委員会」の3点について、他に発言はありませんか。なければ、この3点については、事務局の説明のとおり設けないということよろしいでしょうか。

委 員

よろしいです。

会 長

また、附則の規定につきましても、条例の施行日は、「公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。」ということで、よろしいでしょうか。

委 員

よろしいです。

会 長

それでは、次に条例の名称について協議したいと思います。資料14について事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

【資料14 子どもの権利に関する条例の名称とその目的に関する説明】

会 長

それでは、条例の名称について、発言をお願いします。

委 員

条例の名称ですが、「権利条例」としている自治体は札幌市だけで、他の多くの自治体は「子どもの権利に関する条例」などとしています。内容は同じく「子どもの権利」でも、表現に「関する」と入れる理由が何かあるのでしょうか。

事 務 局

条例の名称に「権利」という言葉が入っているかどうかが重要な点だと考えており、条約の名称は「児童の権利に関する条約」であり、「関する」が入っているため、他の自治体でも条例は「権利に関する条例」としているかと思われます。札幌市は名称の変更をしており、「最善の利益」という言葉を追加し、「関する」を削除しています。仮称では「幕別町子どもの権利条例」としていますが、名称はこの協議の中で審議いただきたいと考えています。

委 員

条約は「児童の権利に関する条約」が正式名称で、「子どもの権利条約」は略称です。条例案でも同様ですが子どもに関して第一義的に責任があるのは親としています。「子どもの権利」は子どもが主体的に持ってはいますが、子どもが主体的に権利を使えないときは親や地域住民や社会が関わり、皆で子どもの権利を守るという理念なので、条約には「関する」が入っていると理解しています。条例にも「関する」を入れたほうがより広く親・地域・社会・行政が係わることを網羅できると思います。

会 長

「子どもの権利条例」とすると、条例の対象が子どもだけと取られるおそれがあるので、「子どもの権利に関する条例」としたほうが条例の対象が子どもだけではないと理解してもらいやすいので、「関する」を入れたほうが良いとの意見ですが他の委員の意見はいかがですか。

委 員

「子どもの権利に関する条例」としたほうがいろいろな人が関わるということが分かりますし、表現もやわらかくなり良いと思います。子どもの権利に関して広く書かれていると感じます。

会 長

条例の名称は、「幕別町子どもの権利に関する条例」が良いとの意見ですが皆さんよろしいでしょうか。

委 員

よろしいです。

事 務 局

条例の規定について確認させていただきます。本日の審議前の時点での条例は別紙14のとおりですが、本日の審議に基づき、名称を「幕別町子どもの権利に関する条例」と変更し、この協議会における条例案といたします。

会 長

それでは、これでひととおり協議が終了しました。全体を通してご意見があればお願いします。

委 員

町民にいかに周知していくかがこれからの一番の問題だと思います。「ゴミの有料化」の時には町内会ごとなど細かく住民説明会などが開かれてましたが、この条例を広く周知し身近に感じてもらうための取組みが必要だと感じています。

事 務 局

いかにこの条例の趣旨を大人にわかってもらうかが大切になります。子どもたちには小中学校で伝えていく必要もあり、施行されることで学校現場が混乱するようなことのないようにしなければなりません。また、地域の住民の皆さんにも説明していかなければなりませんので、公区長会議など皆さんが集まる機会にこちらから出向き、条例の理念とそれぞれの立場で行って欲しいことなどを説明したいと思っています。

また、子どもたちにわかってもらうことが周知の一番の早道であり、子どもの意識が変わると大人の意識も変わると思います。条例が公布されたからといっても、いきなり意識が変わるものではありませんので、毎年毎年続けていく必要があると思っています。

委 員

以前の講演で荒牧教授が条例ができてからが大切だと言われていました。また、教授の話では母子手帳の中に子どもの権利に関する条例を入れている町があると紹介されていましたが、母子手帳は母親になるとき最初に見るものですからとても良い案だと思いました。

事 務 局

条例ができてからの具体的な取組みの多くはこれからですが、まずは正しい理解のために周知・啓発に取り組みたいです。委員のみなさんも、是非機会を見つけてこの条例の趣旨を周りの方に伝えていただければと思います。

委 員

遅くとも来年度中に条例が施行されれば、全国でもかなり早い施行になりますが、全国に先駆けてというアピールをしてもよろしいのでは。

事 務 局

今、施行されれば全国では50番目位で全道では4番目になります。奈井江町と芽室町は、平成20年度に始めて2町間の中学生の意見交換を行っています。幕別町でも条例ができれば、市町村間での交流などができれば良いと考えます。子どもたちも他の町の人と対話する機会はなかなか持てませんので、予算や学校のプログラムなどの条件を整えばそういったことも考えたいと思います。

委 員

以前にも話しがありましたが、学校現場において心配されることとして、親や子どもが条例を盾にとって悪用することが無いかということです。

事 務 局

このことについては、議会等いろいろな場面で説明を求められる事項になるかと思います。条約の第12条及び条例案の第8条では「子どもの意見を表明する権利」を謳い、条例案の第9条では「保護者は、子どもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません」と謳っています。子どもたちの意見を聴く、子どもたちに権利があるのは当たり前ですが、成長過程にある子どもの成熟度に従って、大人の責任で、指導・助言等の支援をし、子どもたちを健やかに育てていかなければなりません。荒牧教授の言葉にもありましたように、義務が生じてくるのは大人であって、子どもではなく、大人が子どもを支援して欲しいということ伝えたいと思います。

委 員

私は、学校現場も必要に応じて子どもたちに対してもっと厳しくても良いと思っています。厳しく指導しないことが逆効果にもなると思います。

委 員

子どもたちには幼い時から権利について教えていくことが大切であり、積み重ねが必要だと思います。これからも勉強しながら子どもたちに教えていくことは、私たち大人の責任だと思います。子どもたちは自分のことを気に掛けてくれる人や自分にかかわってくれる人の話しは聞いてくれると思います。

委 員

友だち同士のいじめの問題などに、他人の権利を意識することが役にたてれば良いと思います。

委 員

子どもの権利に関する学習会を開催するには専門講師の派遣に費用がかかります。子どもの権利のための予算枠を作ってもらって、PTAや子育てサークルなどが子どもの権利に関係する事業をするときに町が補助するような制度があると、新たな事業を行うことができ良いと思います。

委 員

良い意見だと思います。子ども会で研修をするなど、子どもの権利の普及に役立つ事業をするときに使える予算を、この条例を担当する「こども課」で持てると良いと思います。

会 長

他に意見はございませんか。

委 員

呼びかけの方法にもよると思いますが、「子どもの権利」に関する説明会をしても子どもがいない人がどれだけ来てくれるのかと思います。大きな事業でなくてもよいので、ちょっとした機会に「子どもをみんなで守っていきましょう」と心がけることができる取組みができたら良いと思います。

委 員

この条例についてピーアールする時に、子どものいない人が何かしたいと思った時にどんなことができるのか例があつたら良いと思います。

事 務 局

今の話のように、この条例を作った後に、いろいろなことが出てくると思いますので、生きた条例とするために努力したいと思っています。

会 長

他に意見はございませんか。なければこれで全体の審議は終わらせていただきます。次回の会議の日程等を事務局からお願いします。

事 務 局

【事務局説明】

会 長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、2月12日（金）で、「次世代育成支援行動計画」の審議になります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

会長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦勞様でした。

○配付資料

- ・第11回地域協議会次第
- ・別紙14 幕別町子どもの権利条例（仮称）
- ・資料14 幕別町子どもの権利に関する条例の名称とその目的